



## 2025 春闘回答書受け取り 中途採用者の処遇改善へ前進の兆し / 子育て部分休業で勝ち取り、小3へ対象拡大 苦節2年の闘いに決着

2月10日(月)、当局より2025年春闘要求書に対する回答がありました。公務員労組の春闘では、民間の賃上げ運動に歩調を合わせるとともに、自治労の各単組が各首長に対して労働条件の改善を求める形となっています。例年の春闘要求では、自治労共通項目に加え、独自の要項を含めて概ね30項目にわたる要求事項をまとめ、提出していました。

また、提出から回答までには約2ヶ月程度の期間を要していました。

今春の要求では、要求事項を大幅に絞り込み、重点要求4項目に限定して要求書を提出することで回答までの期間を大幅に短縮するほか、より効果的にアプローチすることをねらいとしていました。

### 子育て部分休業対象範囲拡大を勝ち取り 施行開始時期で継続協議

子育て部分休業に関して、勝ち取りがありました。現在、子どもに対する部分休業は、未就学児(小学校就学の始期)の子どもを養育している場合に取得可能です。しかし実際には小学3年生まではまだまだ手がかかるほか、可能な限り子どもの成長を近くで見守りたいという組合員の声を要求に反映させたものです。

「子どもの対象範囲を小学3年生までに拡大する制度変更を行いたい」との意向が示されました。この成果は、2023年の春闘からの継続的な要求が実を結んだ形となりました。一方、実施時期についてはまだ言及されていません。制度変更には条例改正が必要となるため、2025年の6月または9月の議会で改正を行い、同年10月から施行することを目標に、当局との交渉を進めていきます。

回答書では、「子どもの対象範囲を小学3年生までに拡大

### 継続課題となったものの解決に向け手応え

その他の要求については、残念ながら勝ち取ることはできませんでした。しかし、回答には議論を前進させる意向を示す文言が多く見受けられました。特に、太田市職員にとって重要な課題となっている中途採用者の処遇改善については、現状では新卒者ではなく既卒者の採用が大きな割合を占めて

いることを踏まえ、新制度の構築を検討するとの回答がありました。その他の事項についても、解決に向けた期待を持たせる内容が多く見受けられ、継続要求の重要性を再確認するとともに、解決の糸口を見つける一歩となる回答を確認することができました。

## 【2025 春季闘争要求書】

要求事項 (2025.1.22)	回答 (2025.2.10)
<p>&lt;重点要求項目&gt;</p> <p>1. 組合員の生活を維持・改善するための賃金水準の確保 地方公務員法24条の近隣市町村との権衡に鑑み、定年年齢の段階的引き上げを踏まえ、55歳超の昇給を2号昇給とすること。</p> <p>2. 社会人経験のある職員の処遇の改善 4級昇格に際して大卒18年の在級年数が必要なことが過去の要求書の回答で記載があるが、前職のある新規採用職員が増えてきたことから、在級年数が不足していても4月1日時点で41歳に到達しており、かつ人事評価が3期連続で一定以上の組合員については4級昇任とすること。</p> <p>3. ワークライフシナジーの実現 (1) 部分休業の対象となる子の対象範囲を小学3年生まで拡大すること。 (2) 時間休については15分単位での取得ができるようにすること。</p>	<p>1. 組合員の生活を維持・改善するための賃金水準の確保 現行の制度の変更は考えていないが、55歳超の2号昇給を実施するためには国家公務員給与制度に基づく運用が必要であり、人事評価による処遇反映をすることが必要であると考えます。</p> <p>2. 社会人経験のある職員の処遇の改善 現制度は大半が新卒者であることを念頭に構築されたものであるが、現状は既卒者の採用が増加している状況であるため、全体最適となる新制度構築を検討したい。</p> <p>3. ワークライフシナジーの実現 (1) 子の対象範囲を小学3年生までとする制度の変更を行いたい。また、部分休業取得希望者が遠慮なく部分休業を取得できるように、組合員には協力してほしい。 (2) 労働基準法において、分単位の取得は認められていない。ただし、必要性を確認し、解決に向かう方法を協議したい。</p>